

オスプレイの普天間基地配備に抗議し、 日本国内での飛行訓練計画の撤回を求める決議

2012年10月1日、米海兵隊は、垂直離着陸大型輸送機MV22オスプレイの普天間基地配備を強行した。

オスプレイは、現在配備されているCH46ヘリに比べ、輸送兵員が2倍、輸送貨物が約4倍、最大速力が約2倍、航続距離が5倍以上となり、空中給油を行えば沖縄―北朝鮮間の往復や中国への飛行も可能となる高性能の軍事輸送機であり、極めて侵略性の高い兵器である。米国がこのような兵器の配備を行う理由は、米国の中国に対する軍事態勢強化のため、アジア太平洋地域での軍事力を強化するためである。このような侵略兵器の配備を容認することは、平和国家である我が国において許されない。

オスプレイは、開発段階から墜落事故を繰り返しており、すでに死者36人と負傷者7人を出しており「未亡人製造機」と呼ばれている。同機はオートローテーション機能（エンジン停止の際でもプロペラが回転して墜落を避ける機能）が欠如しているなど安全性に構造的欠陥がある。このような危険な兵器を「世界一危険な基地」である普天間基地に配備し、日本各地6ルート21県138市町村で飛行訓練を行うことは、日本国民全体の生命安全を無視する行為である。日米両政府はオスプレイの垂直離着陸モードでの飛行を米軍基地や区域内に限るとの運用ルールを作成したが、飛行訓練開始直後からかかるルールを無視した飛行が行なわれており、日本国民の生命安全を無視する行為であり許されない。

2012年9月9日には、沖縄県民大会で10万人がオスプレイ配備反対を表明し、訓練ルート予定など全国各地でオスプレイ配備の反対運動が起きている。オスプレイ配備はかかる民意を無視する行為であり許されない。

オートローテーション機能のないヘリコプターを飛行させることは我が国の航空法で禁止されているが、航空法特例法により、米軍機は航空法の適用を除外されており、オートローテーション機能の欠如した軍用機の飛行も合法とされている。しかし、日米地位協定16条では、在日米軍の日本法令の尊重義務が規定されており、オスプレイを日本国内で飛行させることはかかる尊重義務を全く無視するものである。

米国は、CH46ヘリからオスプレイへの配備変更には、日米安全保障条約上の事前協議が不要であると主張し、政府もそれを肯定している。しかし、オスプレイへの変更は、前記のように侵略性の高い兵器への変更であり、安保条約上事前協議が必要な「重要な装備の変更」に該当すると解釈することも可能であり、そうでなくとも政府は米国に配備反対を表明するべきである。

安保条約上、それでも我が国が配備を拒否できないというのであれば、安保条約をなくしてこそ、米軍基地強化の策動をやめさせ、基地そのものをなくすことができるという声を全国に広げることが重要となる。侵略兵器であり、安全性を欠くオスプレイ配備、運用は許されない。団では、このような兵器の配備、運用を拒否できないという安保条約の本質を明らかにし、安保破棄に向けた国民の声を広げる運動に取り組んでいく。

2012年10月22日

自由法曹団 静岡・焼津総会